

横福指 第 284 号  
平成 25 年（2013 年）2 月 18 日

各社会福祉施設等 管理者（施設長） 様

横須賀市福祉部長  
（公印省略）

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

日頃より本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 2 月 8 日金曜日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により 4 名が死亡、8 名が負傷し、また、同月 10 日には新潟市の障害者グループホームにおける火災により 1 名が死亡、5 名が負傷するという痛ましい火災事故が発生いたしました。

貴施設等におかれましては、日頃から、防火体制の確保及び防火安全対策について万全を期されていることと思っておりますが、今一度、別紙「社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について」を参考に、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等の防火安全対策について徹底されますようお願いいたします。

事務担当は、横須賀市福祉部指導監査課 指導監査第 1 係  
電 話 046 - 822 - 8411  
F A X 046 - 827 - 0566  
E mail : shi dokansa@city.yokosuka.kanagawa.jp

## 社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について

### 1 防火管理体制等の再確認について

- (1) 防火管理者を選任しなければならない社会福祉施設等にあつては、防火管理者の選任、所轄消防署への届出状況を確認し、防火管理体制に万全を期すると共に、未選任の場合には、早急に選任する等、必要な措置を講じてください。

防火管理者の選任義務のない社会福祉施設等にあつても、施設等の実情に応じて、施設等の防火管理を統括する者を選任するなど、防火管理体制の徹底に努めてください。

- (2) 防火管理者は、防火管理に係る消防計画を作成します。消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練の実施状況を確認すると共に、未実施の場合には、早急に実施してください。

防火管理者の選任義務のない社会福祉施設等にあつても、防火管理に関する具体的な計画を立て、消火、通報及び避難訓練を定期的実施してください。

### 2 出火防止対策について

- (1) 厨房等火気使用室における火気の取扱い及び器具の管理徹底、暖房、冷房機器等その他の火気使用設備・器具の管理徹底を図ってください。

- (2) 入所者等の喫煙等に関して、ライター等の着火具は、施設等職員が一括管理すると共に、喫煙所の定期清掃及び吸い殻の確実な消火等喫煙に関する管理を徹底してください。

- (3) シーツ等の可燃物を大量に収納するリネン室等は、施設等職員以外が容易に出入りできないよう施錠管理を徹底してください。

### 3 延焼防止対策について

- (1) 階段等竪穴となる部分の扉が防火戸である場合には、適正に閉鎖等作動するか確認してください。また、不備がある場合には早急に改修してください。

- (2) カーテン等の防災物品の使用状況の確認をするとともに、入所者等の使用する寝巻、布団等寝具等についても、努めて防災性能を有する製品の使用に配慮してください。

### 4 避難誘導対策の徹底

- (1) 火災時に、入所者等の避難に時間が掛かることが予想される場合には、一時的に安全を確保できる場所（防火戸で区画される階段室、客室など）を設定してください。

- (2) 施設等職員に対し、避難口等の位置及び避難経路について周知徹底を図ってください。

- (3) 廊下、通路、直通階段の出入口及び屋外へ至る避難口付近には物件等を存置せず、常時適正な状態で維持管理してください。

- (4) 入所者等の徘徊等による事故防止の観点から、各出入口を平時から施錠している施

設等であって、自動火災報知設備の作動と連動して解錠できる構造でない場合には、解錠するための鍵を全ての施設等職員が常に携行、保持すると共に、予備の鍵を当該出入口付近に備え付ける等の対応を徹底してください。

## **5 消防用設備等の使用方法の確認及び維持管理について**

- (1) 設置されている消防用設備等の使用方法等について再確認してください。
- (2) 設置されている消防用設備等について、不備事項等がある場合には、早急に改修等是正措置を講じてください。

## **6 夜間等における防火管理体制の徹底について（就寝を伴う社会福祉施設等に限る。）**

- (1) 夜間（特に深夜の時間帯）については、入所者等が就寝し、また、職員数等が少なくなるなど、万が一火災等が発生した場合の初期消火、避難誘導等の対応について、日中と比較して困難となることが予想されます。

夜間を想定した消火、通報及び避難訓練の実施状況を確認すると共に、未実施の場合には、早急に、少人数での対応を想定した訓練を実施してください。

- (2) 夜間に施設等内を定期的に巡回する等、施設等の状況に応じた防火管理体制を強化してください。
- (3) 夜間における消防機関への通報体制及び緊急時における職員の動員体制を確認すると共に、確立されていない場合には、早急に確立してください。

## **7 施設職員等に対する防火安全対策の周知徹底について**

前記の出火防止対策、延焼防止対策、避難誘導対策、消防用設備等の使用方法の確認及び夜間における防火管理体制の徹底については、全職員に周知徹底し、施設等全体として、防火管理体制を強化徹底してください。